

平成31年海審第4号

裁 決  
貨物船B乗揚事件

受 審 人 b  
職 名 B船長  
海技免許 五級海技士（航海）

本件について，海難審判所は，理事官横井幸治出席のうえ審理し，次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

平成29年11月18日04時58分

北海道苫小牧港

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船B

総 ト ン 数 499トン

全 長 75.53メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

Bは、平成7年9月に進水し、船橋内にレーダー2台、緯度経度などの数値情報のみを表示するGPS受信機及びナブテックス受信機をそれぞれ備え、重さ1,565キログラムのストックレスアンカーと1節25メートルの錨鎖9節を両舷に装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、b受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、船首1.6メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、平成29年11月16日13時20分福島県南相馬市所在の火力発電所の原料揚荷岸壁を発し、苫小牧港に向かった。

翌17日11時40分札幌管区気象台は、日本海を発達しながら東に進む低気圧の影響により、日高沖では南の風が次第に強まり、18日03時までに最大風速が毎秒15メートル（以下、風速については毎秒の値を示す。）に達し、09時までに20メートルに達するとして海上強風警報を発表し、更に17日16時43分室蘭地方気象台は、苫小牧市を対象に強風及び波浪の各注意報を発表した。

b受審人は、19時頃北海道恵山岬沖合を航行中、テレビ放送で天気予報及び天気図の気象情報を入手し、苫小牧港では、風が南寄りとなって次第に強くなることを予想した。

ところで、苫小牧港は、勇払平野の海浜を掘り込んで築造された南に開いた掘込式港湾で、主な錨地が第3区の検疫錨地付近と第4区のシーバース付近となっており、底質は主に砂及び軽石であった。

また、b受審人は、これまで二度の苫小牧港沖での錨泊経験があり、いずれも同港第3区の港界外側の水深が20メートル以内の場所で、錨鎖5節を海面まで伸出した単錨泊で錨泊しており、平素から自船の保有錨鎖量を詳細には把握しておらず、どの錨地でも同様の方法で錨泊し、乗組員を休息させたいとの思いから、自身が時折昇橋すること

として守錨当直を配置したことがなかった。

b 受審人は、翌日早朝からの積荷役に備え、機関部によってバラスト水が排出されていることに思い及ばないまま、喫水が船首 0.6 メートル船尾 3.4 メートルとなった状態で苫小牧港の港外に至り、荷役待機のため、21 時 50 分開発局苫小牧元町沖人工リーフ A 灯標（以下「苫小牧 A 灯標」という。）から 185 度（真方位，以下同じ。）1,420 メートルの水深約 17 メートルの地点に右舷錨を投下した。

その際、b 受審人は、今後、風が南寄りとなって次第に強くなることを予想していたが、これまでどおり錨鎖を 5 節伸出する単錨泊で走錨することはないと思い、バラスト水の積載量を確認した上で、できる限り漲水して船首喫水を深くし、錨鎖をできる限り伸出するなど、走錨防止措置を十分にとることなく、右舷錨鎖をいつものように 5 節海面下まで伸出しただけで、自身が時折昇橋し、船位を確認することとして守錨当直を乗組員に割り振らずに単錨泊を開始した。

b 受審人は、翌 18 日 01 時 00 分頃昇橋し、レーダーを休止したまま、GPS 受信機に表示される緯度経度の変化を見たものの異常を認めず、降橋して休息した。

02 時 00 分頃一等航海士は、風が強くなることを懸念して昇橋し、走錨を認めなかった。

03 時 30 分風が南南東に変わって平均風速 9.7 メートル、最大瞬間風速 16.9 メートルとなり、b 受審人は、再び昇橋して GPS 受信機の緯度経度の変化を見て走錨を疑い、そのまま在橋して GPS 受信機を見ていたところ、緯度の数値が変化しているのを認めて走錨していることに気付き、機関長に機関用意を指示した。

b 受審人は、04 時 28 分機関を始動するとともに揚錨を始め、

04時43分船首が東方を向いた状態で揚錨を終えたものの、増勢した南寄りの風と高起した波浪を受けて船体が大きく横揺れする状況下、04時45分機関が自停し、再始動したものの再び自停して、その後再始動できなくなり、操船不能となった。

Bは、苫小牧港第3区の海岸に向けて圧流され続け、04時58分苫小牧A灯標から042度460メートルの地点において、船首が080度を向いて同海岸沖合に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力7の南南西風が吹き、南南東からの高さ約3メートルの波浪があり、潮候は下げ潮の初期にあたり、苫小牧市に強風及び波浪の各注意報が、日高沖に海上強風警報がそれぞれ継続して発表されていた。

乗揚の結果、船底外板に破口を生じて浸水し、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、発達中の低気圧の接近により、苫小牧市に強風及び波浪の各注意報が発表され、南寄りの風及び波浪の増勢が予想される状況下、苫小牧港港外において、錨泊する際、走錨防止措置が不十分で、増勢した風と高起した波浪により走錨して同港第3区の海岸に向けて圧流されたことによって発生したものである。

b受審人は、夜間、発達中の低気圧の接近により、苫小牧市に強風及び波浪の各注意報が発表され、南寄りの風及び波浪の増勢が予想される状況下、苫小牧港港外において、錨泊する場合、バラスト水の積載量を確認した上で、できる限り漲水して船首喫水を深くし、錨鎖をできる限り伸出するなど、走錨防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかしながら、同人は、これまでどおり錨鎖を5節伸出する単錨泊で走錨することはないと思い、走錨防止措置を十分にとらなかった職務上の過

失により，増勢した風と高起した波浪を受けて走錨し，同港第3区の海岸に向けて圧流され，同海岸沖合に敷設された消波ブロックへの乗揚を招き，船底外板に破口等を生じて浸水させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年5月12日

海難審判所

審判長 審判官 河 野 守

審判官栗原和栄及び審判官覺前修は，差し支えにつき署名押印することができない。

審判長 審判官 河 野 守